

議案第6号

関市介護保険条例の一部改正について

関市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月19日提出

関市長 山下清司

提案理由

第9期関市介護保険事業計画の策定に伴い、この条例を定めようとする。

関市介護保険条例の一部を改正する条例

関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1号中「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に、「34,200円」を「28,728円」に改め、同条第2号中「第38条第1項第2号」を「第39条第1項第2号」に、「51,300円」を「44,460円」に改め、同条第3号中「第38条第1項第3号」を「第39条第1項第3号」に、「51,300円」を「44,802円」に改め、同条第4号中「第38条第1項第4号」を「第39条第1項第4号」に、「61,560円」を「58,140円」に改め、同条第5号中「第38条第1項第5号」を「第39条第1項第5号」に改め、同条第6号から第9号までを次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 71,820円

- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が800,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 75,240円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が800,000円以上1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 85,500円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 102,600円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

第2条に次の5号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 116,280円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 129,960円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が4,000,000円以上5,400,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 143,640円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が5,400,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 157,320円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 171,000円

第4条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12

号口又は第13号口」に、「令第38条第1項第1号から第8号」を「同項第1号から第13号」に改める。

附則第6条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則に次の1条を加える。

(令和6年度から令和8年度までにおける保険料の特例)

第21条 令第39条第5項から第7項までの規定により令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料の額は、第2条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|-----|------------------|---------|
| (1) | 令第39条第1項第1号に掲げる者 | 17,100円 |
| (2) | 令第39条第1項第2号に掲げる者 | 30,780円 |
| (3) | 令第39条第1項第3号に掲げる者 | 44,460円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第4条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。